

会員連絡義務について（会員登録の変更等）

会員は、以下の時必ず届け出申請が必要です。

申請には日本理学療法士協会ホームページからのWeb申請となります。

*詳しくは日本理学療法士協会ホームページ「異動・休会・復会等の手続きについて」をご参照下さい。

(<http://www.japanpt.or.jp/>)

会員は勤務先の存する都道府県の理学療法士会に所属となります。

自宅住所と勤務先住所の異なる会員が自宅会員となった場合、自宅住所地の都道府県理学療法士会の所属となります。但し、短期間で現所属内にて再就職する場合は、都道府県士会事務局へ連絡をいただければ、県外異動届の必要はありません。

紙媒体（申請用紙）での申請は平成25年12月末で終了します。

1. 会員異動(県内異動)

- ・Web申請による異動届が必要です。
- ・勤務先の異動のみでなく、会員の自宅住所、氏名（婚姻等）、電話番号、勤務先の住所や名称等に変更があった場合も速やかに異動の届け出を行って下さい。

2. 会員異動(県外異動)

- ・Web申請による異動届が必要です。
- ・勤務先の異動等により県外へ異動となる場合、届け出を行って下さい。

3. 休会

- ・Web申請による休会届が必要です。
 - ・会員資格はすべて失われ、協会本部、県協会からの郵便物等は送付されません。
 - ・年度途中の休会でも当年度会費全額の納入が必要です。返還はありません。
 - ・休会届は1年毎に休会の継続申請が必要で、忘れると自動退会になります。
- ☆休会申請をする前に、地域局担当理事に必ずご相談下さい。

4. 退会

- ・Web申請による退会届が必要です。
 - ・退会者の入会（復会ではない）は、入会金と当年度の会費の納入が必要です。
 - ・会員証カードは、日本理学療法士協会へ返却して下さい。
- ☆退会申請をする前に、地域局担当理事に必ずご相談下さい。

5. 復会(休会者の再入会)

- ・Web申請による復会届が必要です。
- ・届け出を行った年度から会費の納入が必要ですが、入会金は不要です。

6. 会費未納による退会者の再入会について

以下の条件で再入会を認める。

- ①未納会費（2年分相当：当年度の会費の2倍）の納入。
- ②入会金と当年度会費の納入。
- ③士会の理事会と協会本部の理事会で検討し承認された場合。